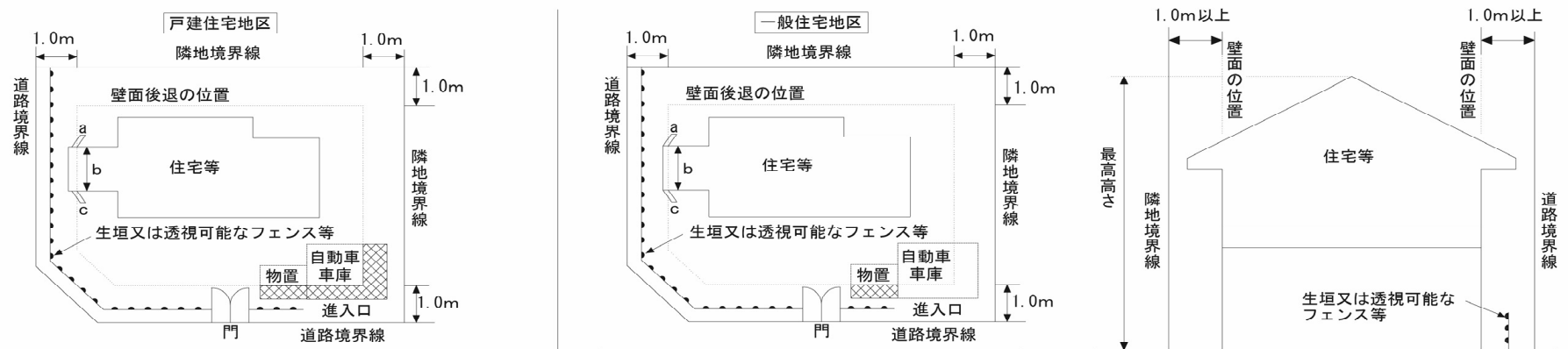


清水仲地区計画

地区整備計画区域	戸建住宅地区	一般住宅地区	
用途地域 (建ぺい率・容積率) %	第一種住居地域(60・200)		
土地利用の方針	戸建住宅を主体に落ち着いた住宅地の形成を図る。	戸建住宅地区との調和を図りながら、日常生活に必要な店舗及び事務所等を含む低中層住宅地の形成を図る。	
まちづくり	建築物の用途	【建築できるもの】 ・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	【建築できないもの】 ・学校(各種学校及び幼稚園を除く) ・畜舎 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 ・ホテル又は旅館 ・自動車教習所 ・公衆浴場 ・保育所 ・自動車車庫(建築物に附属するものを除く)
	敷地面積	200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
ルール	建築物の壁面の位置	敷地境界線(隅切を除く)から 1.0m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡以内であるもの。	敷地境界線(隅切を除く)から 1.0m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡以内であるもの。(自動車車庫を除く) ・自動車車庫
	建築物の高さ	最高高さ 10m以下(階段室等について緩和規定あり)	最高高さ 15m以下(階段室等について緩和規定あり)
形態・意匠	屋外広告物は美観・風致を害しない自己の用に供するものに限る。		
かき又はさく	緑道等以外の道路に面する部分に設けるかき又はさく		
制限	・生垣又は透視可能なフェンス等とする。		

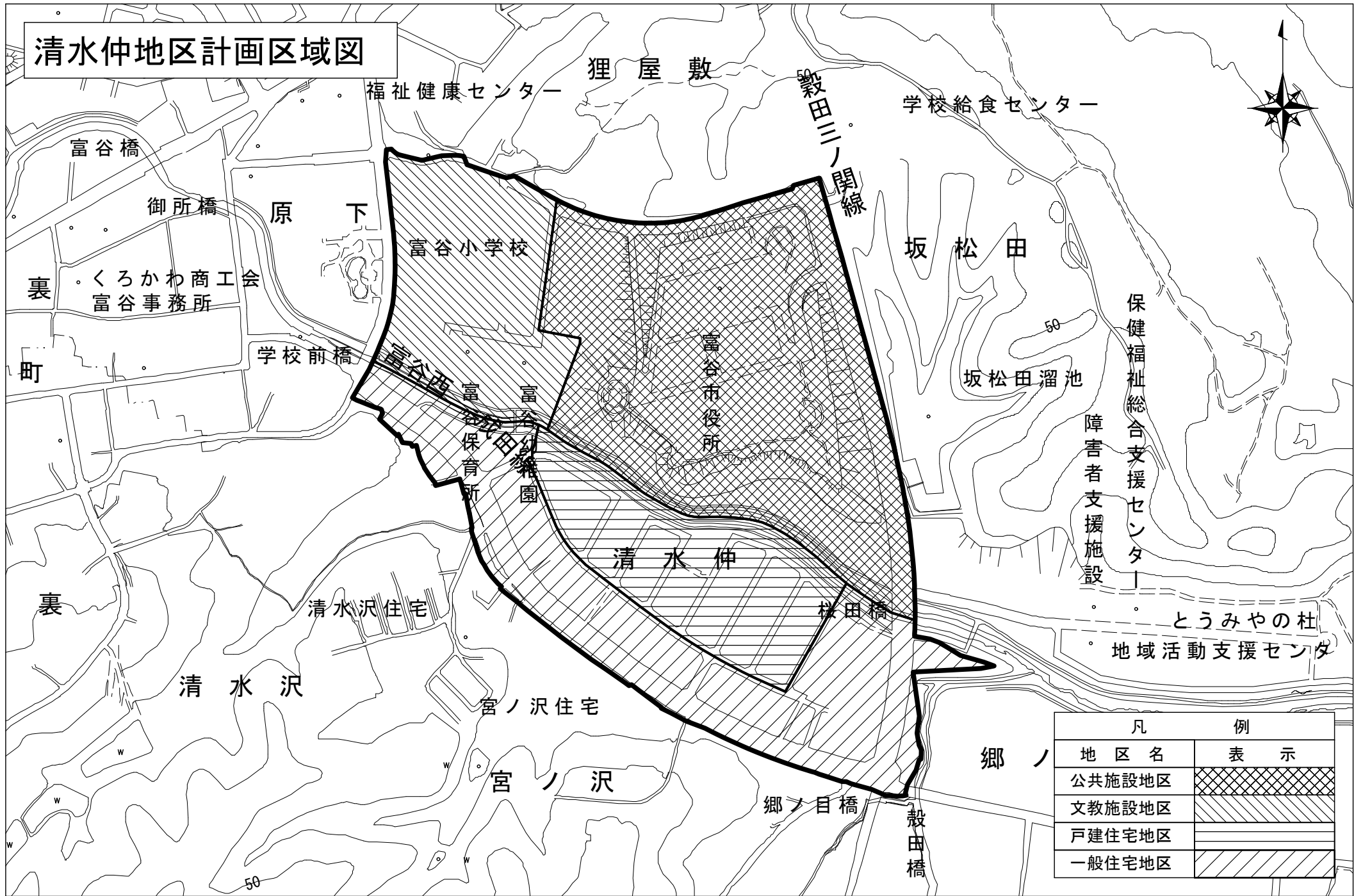
【解説図】



- 壁面後退の緩和
- (1) $a + b + c \leq 3.0m$
 - (2) \square の部分が、軒高2.3m以下かつ、床面積の合計が5㎡以内
 - (3) 自動車車庫

※透視可能なフェンス等：透過率を均等に50%以上確保できるもの

清水仲地区計画区域図



凡	例
地区名	表示
公共施設地区	
文教施設地区	
戸建住宅地区	
一般住宅地区	